

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について（お知らせ）

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について」（令和2年4月27日技術監理室HP参照）にある、「2. 感染拡大防止対策に係る設計変更」について、次のとおり取り扱うこととします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した全ての工事又は業務委託

2 手続きについて

(1) 工事又は業務への適用について

新規発注時は、工事又は業務（以下「工事等」という。）の特記仕様書に次のとおり記載します。既契約工事等は、受注者から申出があった場合に、工事（業務）打合せ簿により次の内容を指示します。

特記仕様書及び指示内容

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。
 - (1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用
各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。
・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin
 - (2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用
各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。
・http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf
- 2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。
なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。
- 3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 5 疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

< 共通仮設費 >

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理费率による計算の対象外とする。

< 現場管理費（業務においては直接経費） >

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

(2) 実施計画書（様式1）について

受注者は、実施計画書（様式1）を作成し、監督員と協議を行ってください。

(3) 実績報告書（様式2）について

最終精算変更時点において、受注者は、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出してください。領収書は、原本と写しを提出し、監督員が照合・確認した後、原本は返却します。

3 設計変更の留意点

ア テレビ会議等のための機材費については、受注者の財産とならないようリース料として計上してください。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とします。

ウ 「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」による設計変更対象項目と新型コロナウイルス感染拡大防止対策による項目は分けて集計してください。

エ 本お知らせによる共通仮設費及び現場管理費の対象項目は、「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日広島県調達情報参照）に準じた適用範囲としてください。（例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。）

4 適用期間

令和2年5月8日から当面の間